

2007年1月25日
(平成19年)

藤沢市長 山本捷雄様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 横山弘美

地域及び行政の情報化の推進事務に係るコンピュータ処理の制限
について（答申）

2007年1月17日付けで諮問（第237号）された地域及び行政の情報化の
推進事務に係るコンピュータ処理の制限について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号）第18条
の規定によるコンピュータ処理をする必要があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務を執行するに当たりコンピュータ処理を
する必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市では、インターネットを活用して自宅やオフィスから安心して行政手
続を行うことができる電子自治体の取り組みを推進し、市民の負担軽減や利便
性の向上を図るとともに、行政事務の簡素化及び効率化を進めるために、神奈
川県及び県内32市町村（横浜市、川崎市、横須賀市を除く。）と電子自治体
共同運営事業を進めている。

従来、窓口で行っていた受付事務を、この電子自治体共同運営事業における
電子申請・届出システムを利用して行うため、コンピュータ利用について諮問
するものである。

今回実施する手続は、地域IT推進会議公募委員への応募について、従来、郵
便、FAXで受け付けていたものを、電子申請・届出システムにおいても申請
できるようにするものである。

(2) コンピュータ処理をする必要性について

インターネットを活用して自宅やオフィスから安心して行政手続を行うことができる電子自治体の取り組みを推進し、市民の負担軽減や利便性の向上を図るとともに、行政事務の簡素化及び効率化を進めるために、県内地方自治体が共同し、構築や運営の負担軽減を図りながら、高いセキュリティを備えた電子自治体の構築及び運営を進めている。

この電子申請・届出システムを利用することにより、セキュリティが高まるだけでなく、インターネット上で24時間365日申請・届出を行うことができるようになる。

また、自治体においても、インターネットから申請された書類をまとめて処理が行えるなど、行政事務の効率化が図れる。

(3) 電子申請・届出システムで取り扱う個人情報（申請書情報）について

電子申請で取扱う個人情報は、従来と同一の内容で、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、メールアドレス、地域の情報化に関わる活動歴となる。

ア 収集した情報は、各自治体ごとにデータベースに格納・管理する。

イ データベースに格納された個人情報は、収集した自治体の担当者以外は参照・修正できない。

ウ 各団体の担当者は審査等にあたり、担当業務の個人情報にアクセスする。

エ システム利用者は、必要に応じ申請・届出の審査状況等をシステムに照会できる。

(4) システムの安全性について

システムの安全性については、2005年3月9日付諮問第140号で承認された内容と変更はない。

ア ネットワーク

電子申請・届出システムは、市民利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがF/W（ファイヤーウォール）等により十分に確保されている。また、インターネット通信はSSLを利用した暗号化により、外部への情報漏洩を防ぐ。

職員は自治体職員のみが利用できる専用回線の総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用し、システムへのログインにはF/Wによるセキュリティが確保され、LGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wによるセキュリティ管理が行われている。

イ 共同運営センター

電子申請・届出システム等の基盤となる共同運営センターを各システムの運用開始に先立ち構築している。

この共同運営センターの施設要件としてICカードや生体認証による5段

階以上のセキュリティゾーニングシステムによる管理のほか、重要個所には隣接したドアが同時に開かないインターロック機能や共連れによる入室者を早期に発見できるアンチパスバック機能など厳格な入退室管理を実施しています。

ウ 管理基準等

管理基準として、「共同運営センターセキュリティポリシー」を策定し、明確化した指針及び基準に基づく運用を実施している。

さらに、電子申請・届出システム等の各システムにおいてもセンターセキュリティポリシーと整合性を図った個別の基準を策定し、適切な運用を図っている。

エ 外部委託

このシステムの運用については、各自治体が共同運営センター及びシステムを運営する事業者と直接委託契約を締結することにより、個別の条例等規定を遵守した内容を契約書に明記し、個人情報適切に管理するよう指導監督のうえ行っている。

また、情報資産は各自治体の事務所管課が管理することから、外部提供には当たらないと考える。

(5) 実施年月日

2007年（平成19年）2月25日（予定）

(6) 提出資料

ア 申請・届出等手続のオンライン化の流れ

イ 共同運営センターの仕組み

ウ 電子申請・届出等手続の流れ

エ 藤沢市個人情報制度運営審議会答申第139号（写し）

オ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由によりコンピュータ処理について認めるものである。

(1) コンピュータ処理する必要性について

インターネットを活用して自宅やオフィスから安心して行政手続を行うことができる電子自治体の取り組みを推進し、市民の負担軽減や利便性の向上を図るとともに、行政事務の簡素化及び効率化を進めるために、県内地方自治体が共同し、構築や運営の負担軽減を図りながら、高いセキュリティを備えた電子自治体の構築及び運営を進めている。

この電子申請・届出システムを利用することにより、セキュリティが高まる

だけでなく、インターネット上で24時間365日申請・届出を行うことができるようになる。

また、自治体においても、インターネットから申請された書類をまとめて処理が行えるなど、行政事務の効率化が図れる。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性があると認められる。

(2) 安全対策について

今回利用する電子申請・届出システムは、2005年3月9日付け諮問第140号のシステムである。このシステムは2005年3月9日付け藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第139号で承認しており、その内容について変更はない。

ア ネットワーク

電子申請・届出システムは、市民利用者側が通信するインターネットからのセキュリティがF/W（ファイヤーウォール）等により十分に確保されている。また、インターネット通信はSSLを利用した暗号化により、外部への情報漏洩を防いでいる。

職員は自治体職員のみが利用できる専用回線の総合行政ネットワーク（LGWAN）を利用し、システムへのログインにはF/Wによるセキュリティが確保され、LGWANと庁内の情報系ネットワークの接続についてもF/Wによるセキュリティ管理が行われている。

イ 共同運営センター

電子申請・届出システム等の基盤となる共同運営センターを各システムの運用開始に先立ち構築している。

この共同運営センターの施設要件としてICカードや生体認証による5段階以上のセキュリティゾーニングシステムによる管理のほか、重要個所には隣接したドアが同時に開かないインターロック機能や共連れによる入室者を早期に発見できるアンチパスバック機能など厳格な入退出管理を実施している。

ウ 管理基準等

管理基準として、「共同運営センターセキュリティポリシー」を策定し、明確化した指針及び基準に基づく運用を実施している。

さらに、電子申請・届出システム等の各システムにおいても共同運営センターセキュリティポリシーと整合性を図った個別の基準を策定し、適切な運用を図っている。

エ 外部委託

このシステムの運用については、各自治体が共同運営センター及びシステ

ムを運営する事業者と直接委託契約を締結することにより，個別の条例等規定を遵守した内容を契約書に明記し，個人情報を適切に管理するよう指導監督のうえ行っている。

また，情報資産は各自治体の事務所管課が管理することから，外部提供には当たらないと考える。

以上のことから判断すると，安全対策上の措置が施されていると認められる。

以 上